

総 合 評 価 書

事業名：倉敷地域等新設特別支援学校整備事業

担当部局：教育庁特別支援教育課

1 事業を実施する必要性について

- ・ 県南部の知的障害特別支援学校の児童生徒の急増により、プレハブ校舎の増築や特別室の転用等に対応している状況から、特別支援学校新設のニーズは高く、早急な対応が必要である。
- ・ 予定地は、鉄道・道路交通のアクセスが良く、広範囲の児童生徒の受け入れが可能である。また、自然環境が良く、小・中・高等学校や病院もあり、地域と連携した教育を行うことに適している。
- ・ 以上の点等から総合的に勘案すると、予定地において、早急に建設する必要がある。

2 事業効果について

- ・ 県南部の知的障害特別支援学校では多数の児童生徒が、狭隘な学校敷地の中で学んでおり、新設校を整備することにより、学習環境の整備が図れる。
- ・ 総社市や高梁市等の知的障害のある児童生徒は、現在、岡山南支援学校など、特別支援学校から遠距離であり、新設校を整備することにより、遠距離通学の緩和と就学先の選択幅の拡大が図れる。
- ・ 肢体不自由部門を併設することにより、遠距離通学している肢体不自由のある児童生徒がより身近な学校で専門的な教育が受けられるようになる。

3 施設内容、利用見込みについて

- ・ ユニバーサルデザインを基本とし、障害や教育的ニーズに対応したきめ細やかな設計とする。
- ・ 木造化、内装等の木質化等により、温かみのある校舎にするとともに、太陽光発電パネルの設置等により、経済的で環境にも優しい施設とする。

4 財政負担について

- ・ 事業評価委員会の意見を踏まえ、県の厳しい財政状況を鑑み、内容の精査・工夫、効率的な運営によるコスト削減努力を行う。

5 事業手法、事業収支見込みについて

- ・ 早期に開校する必要があることや、民間事業者による特別支援学校運営のノウハウがないこと等から、公設公営方式で整備する。
- ・ 学校運営にあたって、民間委託が有利となるものについては、民間事業者を活用する。

6 その他

- ・ 県民から、スクールバスの充実など通学に関する要望 1 件が寄せられている。

<総合評価>

事業評価委員会及び地元市町村等の意見（別紙参照）等を踏まえ、総合的に判断した結果、次の方針により、今後、施設整備を進めることとする。

- ・ 平成 23 年度で基本・実施設計、24・25 年度で建設工事をそれぞれ実施し、26 年 4 月開校をめざす。
- ・ 本県の厳しい財政状況を踏まえ、できる限り建物建設費及び管理運営費の縮減を図るよう努める。

事業評価委員会意見

1 県が事業を実施する必要性について

- ・ 近年、県南部の知的障害特別支援学校の児童生徒の急増により、プレハブ校舎の増築や特別教室の転用等で対応している状況から、特別支援学校の新設のニーズは高まっており、早急な対応が必要である。
- ・ 予定地は、鉄道・道路交通のアクセスが良く、広範囲の児童生徒の受け入れが可能である。また、自然環境が良く、小・中学校、高等学校や病院もあり、地域と連携した教育を行う教育環境に適している。

2 施設の規模、機能等について

- ・ 50人程度の小規模校を複数整備するよりも、予定地において、260人規模の大規模校を整備する方が効率性・経済性の観点からも妥当と言える。
- ・ 木造化、内装等の木質化等により、温かみのある校舎にするとともに、太陽光発電パネルの設置等により、経済的で環境にも優しい施設とすることが望ましい。
- ・ 児童生徒一人一人の実態に応じた職業訓練等、自立に向けた取組も重要である。

3 財政負担額と効果の比較について

- ・ 県の厳しい財政状況を鑑み、内容の精査・工夫、効率的な運営によるコスト削減努力を絶えずすべきである。
- ・ 整備にあたり、コスト削減によって、当初の予定事業費より圧縮できた場合に、事業を追加するなど、予定事業費を使い切ることがないようにすべきである。

4 事業手法等について

- ・ 早期に開校する必要があること、民間事業者による特別支援学校運営についてのノウハウがないこと等から、PFI手法の導入は適さず、公設公営方式が望ましい。
- ・ 学校運営にあたって、民間委託が有利となるものについては、民間事業者を活用することが適当である。

施設整備に関する総合意見

- ・ 本件整備計画については、事業の必要性・緊急性が認められ、内容も概ね適当であると考えられる。
- ・ 本県の財政状況に十分配慮し、できるだけ建物建設費及び管理運営経費の低減を図り、県民の納得いくコストで整備すべきである。

〔倉敷市長〕

小・中・高等部が整備された県立特別支援学校の倉敷市への新設については、長年にわたる保護者、市民及び市議会の強い要望である。ついては、倉敷養護学校の現状をご理解頂くとともに、粒江地区にある倉敷養護学校と児島地区に新設される倉敷琴浦高等支援学校とのバランスも考慮の上、倉敷市内のより良い教育環境の地に、新たな小・中・高等部のある県立特別支援学校の早急な設置を強く要望する。また、新設にあたっては、通学区域の再編により、新設や近隣の特別支援学校へ入学する児童生徒数の調整を行い、倉敷養護学校が150名規模の適正規模の学校になるようご配慮をお願いします。

〔岡山県特別支援教育振興会〕

知的障害及び肢体不自由の学校の全県的整備を図られたい。

〔岡山県特別支援学校長会〕

全県的視野に立ち、地域のニーズに応じた特別支援教育体制の整備及び学校規模や学校配置の適正化を図られたい。

知的障害特別支援学校への入学希望者増加に伴い、教育体制の整備を引き続き図られたい。また、多様化した高等部生徒のニーズに適切に対応できるよう、新設高等特別支援学校の整備を引き続き図られたい。

〔倉敷市・総社市・高梁市・新見市・吉備中央町の各教育長〕

倉敷・総社地域等に新設する特別支援学校について、倉敷市真備町箭田地内が設置場所に決定されたことから、倉敷市、総社市、高梁市、新見市、吉備中央町は、新設特別支援学校の充実に向け、次の項目について要望する。

- 1 新設特別支援学校を早期に開校してください。
- 2 新設特別支援学校には知的障害児とともに肢体不自由児も受け入れてください。
- 3 スクールバス路線を充実させ、通学の利便性を図ってください。
- 4 通学が困難な子どものために寮を併設してください。
- 5 県北部の意向を尊重してください。
- 6 学区、学校規模、その他の内容について4市1町教育委員会の意見を聞いてください。

〔岡山県特別支援学校PTA連絡協議会〕

全県的視野に立って、地域のニーズに応じた知的障害教育、肢体不自由教育体制の整備及び通学区域の見直しの検討を早急に図られたい。

知的障害特別支援学校への入学希望者増加に伴う教育体制の整備と、高等特別支援学校の体制整備、さらに新設特別支援学校の早急な実現を図られたい。

〔岡山県発達障害児・者親の会連携協議会(倉敷自閉症児・者家族会このゆびと一まれ)〕

県下の特別支援学校は入学者が年々増えており、どの特別支援学校も定員は超過していて学校運営が困難になっている。子どもたちが楽しみにしている行事や学習に影響が出てきており、安全面も脅かされている。子どもたちが安全に楽しく学校生活を送ることができるよう新しい特別支援学校を作って欲しい。特に倉敷市立倉敷支援学校は学校敷地内に校舎を建設できる場所はありません。倉敷市内には特別支援学校が1校しかないので集中し、増加の一途をたどっている。緊急課題となっている。高等支援学校設立だけでは根本的な解決にはならない。

[障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会]

岡山県の障害のある子どもの教育条件は、元々全国水準からも遅れている。

については、障害のある子どもおよび家族のニーズに添った教育条件整備を促進し、特別支援教育全般の前進を図ることが大切だと考え、次の事項について、早急に実現・実施されますよう強く陳情する。

- ・倉敷地域に特別支援学校を早期に建設してください。
- ・特別支援学校のスクールバスには、希望者全員が利用できるようにしてください。

[倉敷市立倉敷養護学校PTA会長]

岡山県教育委員会が発表した特別支援教育推進プランでは、今年度中に、新たな県立特別支援学校の建設候補地を決定するとされているが、障がいのある子どもたち一人一人が生き生きと学校生活を送り、地域の皆様に囲まれてゆとりある教育を受けることができるように、あらためて次の点を強く要望する。

- 1 倉敷市内に小学部・中学部・高等部併せた岡山県立の特別支援学校の建設を早急をお願いします。
- 2 通学区域の再編により、新設や近隣の特別支援学校へ入学する児童生徒数の調整を行い、倉敷養護学校が150名規模の適正規模の学校になるようご配慮をお願いします。

＜寄せられた御意見等と県の考え方＞

御意見等の要旨	御意見に対する考え方
高梁市は公共交通に恵まれない地域が多く、公共交通・保護者による送迎・または仮にスクールバス等の運用を考えても、通学に長時間を要し障害のある児童生徒にかなりの負担がかかり、現実的には通学不可能な事例が多数発生し、就学機会の拡大に繋がらないのではないか。	高梁駅からスクールバスを運行した場合、新設校までは30～40分での通学が可能になり就学の機会が拡大すると考えています。 なお、高梁市の北部については、平成23年度から、県健康の森学園支援学校が通学生の受け入れを始めることとしており、児童生徒に合った学校を選択することができます。
高等部は、原則自力通学となっている。高梁地域は遠距離であり、また、公共交通環境が悪く、例えば軽度の障害であっても通学が困難だ。一律の自力通学は、地域格差により就学機会が奪われることになりかねず、合理的配慮に欠けている。高等部であっても、通学地域によりスクールバスでの通学を認めるよう配慮検討を願う。	高等部については、将来の自立に向け原則として自力通学としているところです。 しかし、児童生徒の障害の程度等については様々であり、通学することになる児童生徒の個々の教育的ニーズに対応した通学について、保護者等の御意見を伺いながら検討していきます。
スクールバスの運行は設置部門的にも通学区域から見ても必要だ。通学する児童生徒の負担を考慮すると最低限児童生徒の所在する中学校区を始点・終点とする運用が必須だ。	御意見を参考にしながら、通学することとなる児童生徒の住所地の分布等を考慮したスクールバスの運行計画を考えていきます。
スクールバスの運行について、もう少し具体的にどの方面に何系統・何便ぐらいを検討しているのか、提示して欲しい。	スクールバスの運行計画は、通学することとなる児童生徒の状況等を把握し、開校する前年度に詳細を決定したいと思っています。
今後具体的にどのような方法・手段で保護者からの意見を聴取するのか。また、保護者等の「等」はどのような方を指しているのか、通学する児童生徒とその保護者の意見希望を第一に考えていただきたい。	関係する特別支援学校や特別支援学級の保護者、教育委員会、福祉関係者、障害者団体など幅広い方々の御意見をお伺いする場を設けています。 今後、通学する児童生徒やその保護者をはじめ、幅広く御意見を伺いながら、より良い学校づくりに努めます。